

草津市教育委員会会議録

平成26年2月定例会

(2月20日開催)

草津市教育委員会

出席委員	委員長	馬場輝代
	委員	村山美智子
	委員	麻植美弥子
	教育長	三木逸郎

議事参与	教育部長	加藤幹彦
	教育部副部長（総括）	小寺繁隆
	教育施設整備室長	吉川寛
	教育部副部長（学校給食担当）	梅原正雄
	教育部副部長（街道交流担当）	八杉淳
	教育部副部長（学校教育担当）	清水康行
	教育総務課長	山本美佐子
	生涯学習課長	堀田智恵子
	スポーツ保健課長	高岡良秀
	文化財保護課長	谷口智樹
	図書館長	今井知春
	学校教育課長	糠塚一彦
	まちづくり協働課長	木村博
	幼児課長	田中祥温

事務局	教育総務課副参事	松浦正樹
-----	----------	------

開会 午後 2時30分

馬場委員長

それでは、ただいまから草津市教育委員会2月定例会を開会いたします。なお、本日は、谷川委員から欠席届が出ておりますことを御報告します。

—————日程第1—————

馬場委員長

まず、日程第1、会期の決定についてであります。本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議がないようですので、2月定例会は本日1日限りといたします。

—————日程第2—————

馬場委員長

次に、日程第2、1月定例会会議録の承認についてであります。あらかじめ事務局から配付され、熟読されていると思いますが、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

異議がないようですので、1月定例会会議録は承認されたものと認め、麻植委員と谷川委員に、後ほど署名をお願いします。

—————日程第3—————

馬場委員長

次に、日程第3、2月定例会会議録署名委員の指名についてであります。教育委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。

村山委員と麻植委員をお願いいたします。

—————日程第4—————

馬場委員長

次に、日程第4、教育長報告をお願いします。

教育長

皆様、こんにちは。

早いもので、もうすぐ弥生3月です。史跡草津宿本陣では、「桃の節句」本陣四季菜々～春の段～と銘打ち、2月8日から3月9日までひな人形を展示しています。市民から募った江戸期から昭和期までの9組、本陣当主所有の1組、女流人形作家、東之華さんから寄贈された1組の合計11組です。

いつの時代も子どもの健やかな成長を願う親の心があります。ひな人形一組一組に込められた想いに触れていただければと思います。また、期間中は草津市花道協会がひな祭りをイメージした生け花展を開催し、本陣の春に彩りを添えています。

あわせて、ことしは「幕末からの言ノ葉」と題し、草津市在住の書師、秀蓮さんが、草津宿にゆかりのある歴史人の言葉からイメージする文字を書にしたためたものを飾っています。幕末を生きたリーダーの心情を、同じ時代にあった本陣に展示することで、激動の時代を身近に感じていただければと思います。

次に、御承知のとおり、教育委員会制度の見直しの動きが加速しています。1月28日開催の衆議院本会議で、安倍晋三首相が教育委員会制度の見直しに言及し、「責任の所在が曖昧な現行制度を抜本的に改革する」と表明しました。

昨年12月の中央教育審議会答申では、首長が直接、教育長を任免することを前提に、教育行政の最終責任を負う執行機関を教育委員会から自治体の首長に移すA案と、現行どおりの教育委員会に据え置くB案の両論が併記されました。A案は「政治的中立性に懸念がある」、B案は「現行制度と余り変わらない」などの意見があり、教育長と委員長を統合した「代表教育委員（仮称）」を首長が任（罷）免する。また、首長や教育委員で構成する「総合教育施策会議（仮称）」を新設し、大綱的な教育方針を策定する新たな案（C案）を2月13日に政府と自民党が大筋で合意したとの報道がありました。また、翌14日には、民主党と日本維新の会が、教育委員会廃止と首長権限を強化する法案を共同で提案するとの報道もあり、委員会制度をめぐる流動的な政治状況があります。

これらともかかわり、大阪大学の小野田正利大学院教授が、2月4日付の「内外教育」誌に、「首長が教育行政の執行機関になれば、いじめ自殺事件はゼロになる！不登校児童生徒は半減する！不祥事を起こす教職員もいなくなる！保護者は満足して学校にクレームを申し立てない！など、制度設計を変えることで、現状より格段によくなることが証明されなければならない。方向性や説明が全くされないまま、教育委員会を（括弧付）で『改革』すれば、教育

界がばら色になるかのように言うこと自体が無責任」と述べています。

いずれにしても、子どもたちの未来のために、教育の継続性・安定性ととも
に、政治的な中立性が求められるところです。

1月21日にもたれた橋川渉市長・平沢克俊副市長と教育委員の懇談では、
文教政策の動向にも注視しながら、基本理念である「子どもが輝く教育のまち
出会いと学びのまちくさつ」を目指し、市と教育委員会が連携して取り組む必
要性を共有しました。

次に、昭和24年1月26日に、国宝・法隆寺の金堂が炎上し、壁画が焼損
したことの反省から、歴史と文化を物語る貴重な文化遺産をさまざまな災害か
ら守り、後世に継承するため、国が1月26日を文化財防火デーと決めました。

1月26日は、早朝より矢橋町にある鞭寄八幡宮で、湖南広域消防局西・南
消防署、草津市消防団、矢橋町町内会、鞭寄八幡宮関係者と草津市教育委員
会・草津市危機管理課など、約70名の皆さんが寒風吹きすさぶ中、訓練に参
加しました。

鞭寄八幡宮の社伝によれば、白鳳4年（676年）に天武天皇の命により、
大中臣清麿が勧請し、1338年を数える古社として伝えられています。社名
の鞭寄は、建久元年（1190年）源頼朝が上洛の際、馬上より鞭を指して社
の神名を尋ねたことに由来しています。本社の祭神の応神天皇は武家の神であ
り、江戸時代に、この地を治めた膳所藩主本多氏の篤信を得た神社としても有
名です。また、重要文化財鞭寄神社表門は、膳所城南大手門の遺構であり、明
治4年（1871年）の廃藩置県の折、膳所城より移築されたもので、大正1
3年（1924年）4月15日に重要文化財の指定を受けました。門は本瓦葺
きの高麗門で、右手に潜り戸を設けた外八双に開く控え柱があります。屋根に
は本多家の家紋である右立葵紋が入った丸瓦や鬼瓦で飾り、柱や扉の要所に鉄
板を鋳打ちするなど、いかにも城門を思わす重厚堅固な意匠が今も現存してい
ます。

次に、2月1日、市役所1階ロビーで草津市子ども環境会議実行委員会が主
催し、草津市教育委員会が共催した「第13回草津市子ども環境会議」一みん
なで発見！草津のいいねーが開催されました。ことしは、「こどもと大人の環
境井戸端会議」、「かざぐるまパワーコンテスト」などの企画に加え、学校や
こどもエコクラブ、また、環境問題に取り組んでいる団体や企業などのブース
が過去最多の92グループを数えました。

ブースでは、小、中、高校や企業などが環境をテーマにした取組を紹介して
いました。渋川小学校は全校児童と教職員が身近にいる生き物を調査し、10
0種類以上の動植物を描いた大きな屏風画「渋川生き物絵図」を初めて出展し
ました。

2月10日に、それらともかわり、環境大臣から地球環境保全功労表彰を授与された笠縫東小学校ならびに環境省と文部科学省が協力した持続可能な地域づくりを担う環境教育事業を実践している渋川小学校に、北川知克環境副大臣と浮田智子政務官が視察に訪れました。児童たちの学ぶ姿勢と見事なプレゼンを参観した二人から称賛の講評がされました。

次に、1月31日、志津南小学校で京都大学iPS細胞研究所の堀田秋津助教を招いてのスペシャル授業がありました。ノーベル賞を受賞した山中伸弥所長のもとで主任研究員を務める堀田助教は、ビデオ映像を使い、最先端の研究を6年生にわかりやすく教えていただきました。理化学研究所の小保方晴子ユニットリーダーが、STAP細胞をマウスで作製したことが大きく報道されたこともあり、生命科学への関心が高く、子どもたちはiPS細胞との違いなどを質問しました。その様子は、配付しました京都と読売、中日新聞を御参照ください。

続いて、2月6日、矢倉小学校で、国の理科教育施策にかかわる職務を歴任された文部科学省初等中等教育局教育課程課の千々岩了英課長補佐・学校教育官を迎え、今年度、最終回のスペシャル授業が行われました。5年生が学習してきた①米づくり、②生命の誕生、③矢倉の昔の環境、④蛍、⑤琵琶湖の環境についてのパネルディスカッションの後、講師の千々岩氏から、日本・世界の環境学習の実態、これからの国際社会で求められる環境意識、次代を担う子どもたちに大切にしてほしいことなどが講和されました。当日は、パネルディスカッションのテーマとかかわった地域の皆さんや、千々岩講師と同僚だった前文部科学省スポーツ青少年局青少年課課長補佐の浅原寛子湖南市教育長が授業を参観されました。終了後、千々岩講師と浅原教育長を交え、築山えり子校長、清水康行副部長とともにしばし懇談することができました。

次に、2月16日、立命館大学びわこ・くさつキャンパスで、「第59回草津市駅伝競走大会」が開催され、約700人が参加しました。この大会は、冬季の基礎体力づくりを目的に、中・長距離走ランナーの競技力向上の舞台として、また、ジョギングなどの生涯スポーツの促進をめざし、参加者が交流できる場として59年続いてきました。私は開会挨拶で、「ソチオリンピックでがんばっている日本代表に負けないぐらいの勢いで大学構内を全力で駆け抜けていただきたい。」と述べました。この駅伝競走大会は、立命館大学男子陸上競技部がつなぐトップレベルのたすきリレーを間近で見られる大会であり、昨年小学生の部を設けたことで、小・中・高・大学生と市民・県民の誰もが参加できる身近な駅伝として親しまれています。

最後になりましたが、2月24日から来年度の当初予算を中心とした市議会定例会が開会されます。私も生活の中に軽スポーツを採り入れることで、体調

管理に努め、年度末の繁忙を乗り切りたいと思います。

以上で報告を終わります。

馬場委員長

ありがとうございました。

それでは、行事に参加された際の御感想などが特にございましたらお願いいたします。

どうぞ、麻植委員どうぞ。

麻植委員

それでは、今、三木教育長の報告の中にありましたスペシャル授業の件からお伝えします。

私も1月31日の堀田さんの授業と、そして2月6日の文科省の千々岩教育補佐のスペシャル授業を見学させていただきました。

最終のこの千々岩教育補佐が来られた矢倉小学校で、今までのスペシャル授業と違う点にとっても着目したんですけども、子どもたちがみずからパネラーも務め、司会進行も務め、来られるまでに事前準備をして、住民の御協力してくださった皆様もその場所に参加して、それでスペシャル授業が展開されました。その様子を文科省のかたに見ていただいている。それはとても意味深いものだったのではないかなということを感じました。

次に、1月23日に、学校図書ボランティア交流会に参加させていただきました。今回の講師は、守山在住の児童文学者・今関信子さんです。彼女とは本当に長いおつき合いがありまして、彼女の著書の中の、「まんまる月夜の竹生島」、あと、「ぎんのなみ おどる」等の絵本には音楽をつけているんところで演奏させていただいたりもしていますが、本当にたくさんの図書ボランティアのかたがた、これが本当に学校の図書館を支えている1つの大きな力だなと思うんですが、そのかたがたが本当に熱心に来られてたのを垣間見て、とてもうれしくなりました。

もうあと1点です。2月7日。これは南笠東学区、私が学区の住民としているところなんですけども、青少年育成区民会議の中のすこやかセミナーを計画してまいりました。講師には、学区の校長先生が招かれていたんですけども、本当にそこに来られたかたがた、聞きに来られたかたっていうのは地元の、学校のPTAのかたもおられれば、地元の町内関係のかたや国のかた、本当にいろんな年齢層の幅広いかたが聞きに来られてたんですけども、学校長を呼ぶことによって、今学校で何がされているか、どういうことを一緒に、ともにできるのかっていうことも、本当に生の声として住民のかたがたに知っていただけるいい機会だったのではないかなと思いました。「地域で育てる」という言葉があります。そこがこういう形でできるのではないかなと1つの例を見せて

いただいた気がしました。

以上です。

馬場委員長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

村山委員

私は2月11日の滋賀県民芸術創造館で行われました「第37回人権の尊重と部落解放をめざす市民のつどい」を拝見してまいりました。

中西和久さんの「しのだづま考」という一人芝居を鑑賞して、また、人権作品の受賞者の表彰式や発表などもあり、皆さんの深い思いを感じてきたんですけども、その中で展示されていた物の中に、人権作品のグループ作品の部の優秀作品に、玉川中学校、松原中学校の生徒の皆さんが合同でつくられた大きな絵画の作品がありまして、それがとても印象的でした。ピカソのゲルニカを題材にこれを深く掘り下げて、平和とは何か、一人一人が幸せに生きる権利ってというのは何かってものを生徒さんたちが自分たちなりに一生懸命考えて、それを別々の中学の皆さんが力を合わせて一緒につくりあげたっていうのが、本当にすばらしいなと思って、丁寧に描かれていて本当に印象的な作品でした。ふだん競いあうような相手でありながら、こうして協力して市内の子どもたちがお互いに刺激しあってお互いに高めあっていけるっていうのは本当にすばらしいなと思って、先生たちもいろいろ御尽力されていることだろうなと思ったんですけども、いつも、これからもずっと市内の子どもたちがそういういい関係であってほしいなっていうふうに感じました。

以上です。

馬場委員長

ありがとうございました。

それでは、教育長報告につきましては、以上で終わらせていただきます。

—————日程第5—————

馬場委員長

次に、日程第5、付議事項に入ります。

まず、「議第1号 平成26年度草津市一般会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」と、「議第2号 平成26年度草津市学校教育給食センター特別会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」は関連があると思われまますので、まとめて審議させていただきます。

事務局の説明を求めます。

教育部副部長
(総括)

はい、委員長。

馬場委員長

はい、お願いいたします。

教育部副部長
(総括)

「議第1号 平成26年度草津市一般会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」および、「議第2号 平成26年度草津市学校給食センター特別会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」の2件についてでございますが、これは、来る2月24日開会予定の2月定例市議会に提案をされます平成26年度草津市当初予算のうち、教育関係予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、市長から当委員会に意見を求められておりますので、本日御諮りするものでございます。

それでは、議案書4ページ、平成26年度当初予算概要書を御覧いただきたいと思っております。1枚おめくりいただきまして、次のページ、5ページの表でございます。

これは、平成26年度の各会計別の予算規模の表でございまして、一般会計で441億円と、過去最大の当初予算規模となったところでございます。これは平成25年度の予算と比べますと、一番右側、増減額の欄でございまして、41億円の増となり、比率に直しますと、10.3%の増となったところでございます。

また、特別会計の上から3つ目、学校給食センター特別会計では、5億8,140万円でございまして、新給食センターが稼働いたしまして2年目となることから、ほぼ前年並みの予算となったところでございます。

次に、6ページでございまして、これは一般会計の款別の総括表でございまして、上段が歳入、中ほどより下、少し太い線より下でございまして、これが歳出となっております。下の歳出のうち、款番号が10.教育費でございまして、26年度の当初予算といたしまして、49億4,735万3,000円でございまして、対前年当初比で31.3%の増。額にいたしますと、一番右側の列でございまして、増減額の欄でございまして、昨年度の当初予算より11億8,020万4,000円の増となったものでございます。

各事業ごとに増減はございますものの、この大きな増となりました要因といたしましては、平成28年4月の開校を目指しまして、老上小学校を分離し、新たな小学校の建設にかかります事業といたしまして15億6,000万円余

りを予定したことによるものでございます。このほかに、この後補正予算で御説明をさせていただきますが、26年度の当初予算で予定をしておりました学校の大規模改造費の経費などが、国の経済対策の関係で25年度の補正予算と なって前倒しをいたしているところでございます。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと思ひます。

これは、本市の教育振興基本計画の体系、3つの基本方向、それから、9つの目標、これに基づきまして、新年度の新規拡大事業、右側の欄にまとめたものでございます。これらの新規拡大事業につきましては、詳細につきまして、順次各所属長から御説明を申しあげますので、よろしくお願ひします。

スポーツ保健課長

はい、委員長。

馬場委員長

よろしくお願ひします。

スポーツ保健課長

スポーツ保健課長の高岡でございます。

議案書のほうは8ページを御覧ください。

平成26年度の当初予算の概要につきまして、概要の資料8ページからそれぞれ事業ごとに説明を申しあげます。

8ページは、中学校スクールランチ運営費でございます。これにつきましては、平成25年10月に中学校スクールランチ検討委員会から中学校スクールランチの検討に関する報告書が提出されましたことから、これに基づきまして現在の制度を改正するべく、事業費400万1,000円の計上分を積むものでございます。事業の概要につきましては、現在、家庭弁当持参制を基本としておりますが、さまざまな事情により持参できないときのために、現在のスクールランチ制度、誰もがいつでも気軽に利用しやすい新しい内容に改善するものでございます。同時に、お弁当の持参についても、支援を含めまして、お弁当や朝食等のレシピ集を配付し、食育の推進を図るものでございます。

事業のスケジュールにつきましては、6月からさまざまな方法で事業の周知をいたしまして、スクールランチ事業の開始といたしましては、8月下旬の第2学期からで予定をしております。また、弁当や朝食等のレシピ集の配付につきましては、(仮称)食の「芽生え」と「育み」推進事業ということで、年3回の配付を予定いたしております。

以上でございます。

馬場委員長

続きまして、糠塚課長、お願ひいたします。

学校教育課長

9ページを御覧ください。

「いじめ防止対策推進」につきまして、学校教育課の糠塚から御説明申しあげます。

平成25年9月28日に施行されましたいじめ防止対策基本法に基づきまして、国のほうが10月11日にいじめ防止基本方針を策定いたしました。滋賀県につきましては、現在それを受けて策定をしているところでございます。市としましても、国、県の基本方針を参考に、草津市いじめ防止基本方針を策定し、従来事案との対応、対策を図ってまいりたいというふうに考えております。また、専門的な知識および経験を有する第三者の参加を得て、いじめ問題連絡協議会および市附属機関、市教育委員会附属機関、学校問題対策委員会の設置等を検討してまいります。費用につきましては、基本方針策定のための懇談会、学校問題対策委員会の専門家の報償費などで105万2,000円となっております。

以上でございます。

馬場委員長

続きまして、はい、お願いします。

教育総務課長

10ページを御覧いただきたいと思います。

教育総務課の山本が御説明をさせていただきます。

小・中学校非構造部材改修調査費として、事業費が3,824万9,000円でございます。事業の概要につきましては、東日本大震災において、校舎や体育館の天井材、照明器具、そういったものが落下するという事で、児童生徒が負傷しているということがございました。学校施設は、子どもの学習、生活の場であるとともに、地域住民の避難所としての役割がございます。このことから、26年度に全小、中学校19校の体育館およびモデル校1校の非構造部材の点検調査および改修のための実施設計を行うものでございます。

スケジュールといたしましては、26年度が点検調査および実施設計、27年度には改修工事に入らせていただきたいと思っております。

続きまして、11ページを御覧ください。

志津南小学校校舎増築費として、事業費が1,679万1,000円でございます。

志津南小学校については、宅地開発等により今後も児童数の増加が見込まれておりますことから、増築工事の実施設計を行うものでございます。

平成29年度には6教室不足するものと考えておりまして、増築工事については、27年度を実施する予定でございます。

12ページを御覧いただきたいと思います。

小中学校大規模改造費で、事業費が2,268万1,000円です。建築後25年以上経過した老朽校舎の改修とあわせまして、多目的トイレやエレベーターの設置、バリアフリー対応の工事を行うものでございます。

26年度の予算の対応事業としましては、27年度に改修を予定しております工事の実施設計を行います。また、その下に、参考ということで、平成25年度補正予算対応事業ということでございますが、先般、国の補正予算が成立しまして、平成25年度補助対象事業として内定を得た事業がございます。26年度に全て繰り越しをさせていただいて実施させていただく予定でございます。

工事の内容としましては、4点ございます。山田小学校、新堂中学校の大規模改造工事、それと、南笠東小学校のエレベーター設置工事、玉川小学校のトイレ改修工事の4工事でございます。

教育施設整備室長

続きまして、13ページを御覧ください。

教育施設整備室の吉川が説明申しあげます。

事業といたしましては、(仮称)老上第二小学校の建設事業費ということで、事業総額が、15億6,172万1,000円ということでございます。これにつきましては、かねてより進めております老上小学校の分離新設ということで、28年4月を目指して小学校の建設に取り組んでございます。

その内容といたしましては、この地域が景観条例でいきます13mの高さ規制がございます関係で、2階建ての建物として計画をしてございます。その中で、建物につきましては、普通教室等については木造を使っていくような形での構造の部材で計画をしてございます。今年度につきましては、基本設計という形で進めておりまして、26年度、来年度から実施設計を行いまして、造成の設計、造成の工事、それから建築工事に入っていく予定でございます。

それから、27年度に、これは26年度単年度で建築工事が完了しません関係で、26年、27年度も引き続き建築工事を進めまして開校準備をした後に、28年4月に開校していくということでございます。

事業費につきましては、来年度実施設計といたしまして、6,510万円。用地取得費といたしまして、今現在、土地開発公社のほうで用地買収の代行買収を行っておりまして、造成につきましても来年度、土地開発公社によります造成工事をされます。その関係で、用地と造成工事をあわせた形で11億9,617万1,000円ということで、用地の買い戻しを行います。

それと、建築工事費につきましては3億円ということで、これは、建築機械電気のそれぞれの前金払ということでの手当てをしているものでございます。

以上です。

馬場委員長

次、お願いします。

学校教育課長

続きまして、14ページ、学校ICT推進費については、学校教育課の糠塚が説明申し上げます。

子どもたちの思考力、判断力、表現力などや、主体的に学習に取り組む態度の育成のために、タブレット型コンピューターの特徴を最大限に生かした一斉学習、個別学習、協働学習に取り組んでまいりたいと考えております。その主な内容といたしましては、タブレット型コンピューターを全ての小学校に3学級ごとに35台。これにつきましては、各学級で1日2時間はタブレット型コンピューターを活用しての授業ができる台数でございます。それと、全ての小中学校の特別支援学級に10台配付する予定でございます。合計で3,200台の配置となります。また、ICT支援員を配置し、小中学校を巡回して、主にタブレットパソコンの操作について支援をしてまいりたいというふうに考えております。

授業につきましては、タブレット型コンピューターですから、これはリースを考えておりますので、リース代として、学校ICTの支援員の配置の委託費、実践事例集の印刷代、電気代などで、5,677万1,000円というふうになります。

以上で説明を終わります。

馬場委員長

はい、次、お願いします。

教育総務課長

15ページを御覧いただきたいと思います。

教育振興基本計画（第2期）策定費でございます。事業費が356万円となっております。平成22年3月に策定しました草津市教育振興基本計画につきましては、平成22年度から10年間に目指す教育の目標像を示しており、取り組むべき施策を定めております。計画の施行から5年が経過ということで、今回成果や課題の検証を行い、新たな教育課題に対応するため、今後5年間に取り組む教育振興施策の方向づけを行います。

スケジュールといたしましては、支援業務につきましては業者委託を考えておまして、その後、内部策定会議、外部策定委員会を経まして、最終パブリックコメントの後、計画策定については平成27年3月を予定しております。

以上でございます。

教育部副部長
(街道交流担当)

続きまして、16ページでございます。

史跡草津宿本陣楽座館開設費につきまして、草津宿街道交流館の八杉が御説明を申し上げます。

本事業につきましては、本陣の魅力向上を図るために、平成24年度から取り組んでおりました楽座館の整備がこの程完成いたしますので、26年4月1日から新たに楽座館を開設し、古文書、資料や住まいなどの資料を展示するとともに、本陣の役割などを紹介するパネルも展示をしております。また、定期事業といたしまして、これまで本陣の本体で行ってまいりました本陣楽座の事業を定期的に第1、第3土曜日に開催することで、より市民のかたに伝統文化に親しんでいただける機会づくりを行ってまいりたいと思います。また、学校との連携を許可していく中で、語り部等の開設をする事業展開も実施していきたいと思っております。その合計費といたしまして188万7,000円を計上させていただいております。

以上が一般会計にかかわります説明でございます。

馬場委員長

ありがとうございました。ただいまの説明たくさんあったんですが、それににつきまして何か御意見、御質問はございませんか。

はい、村山委員どうぞ。何ページですか。

村山委員

14ページの教育の充実ICT推進費について1つ御質問します。主な内容2番目のところで、「ICT支援員2人を配置し」とありますが、現在タブレットに関しては渋川小のみの現在でもICT支援員2人で変更がないということなのですが、タブレットがふえた後、それで足りるのかなというのがちょっと疑問に思ったので、御説明をお願いします。

馬場委員長

糠塚課長、お願いいたします。

学校教育課長

学校教育課長の糠塚でございます。

来年度はICT支援員の2人のかたと、スキルアップアドバイザーのかたがペアで学校を訪問していただくというふうに考えております。その中で、ICT支援員につきましては、タブレットパソコンの操作について、また、スキルアップアドバイザーのかたについては、授業での活用について指導をしていただく予定をしております。訪問は限られた日数でございますので、その訪問されない学校については、当然一人一人の教員が授業をしてタブレット型パソコンを使用していくこととなりますので、教員の資質をあげることが非常に大事

になってきます。そのために、来年度4月から、タブレットパソコンが導入される8月までの間、じっくりと充実した研修をし、一人一人の教員がタブレットパソコンを活用できるようなところまでもっていききたいなというふうに考えております。そのために、来年度支援員のかたが2人入っていても十分にやっていけるといふふうに考えております。

馬場委員長

はい、ありがとうございました。ほかに何か御意見ございませんか。
はい、麻植委員。

麻植委員

私も同じICT推進費の件で御質問したいと思います。
インターネットのオンラインニュースをチェックしておりますと、草津市は災害時の緊急放送のシステムの整備、また小学校などでのタブレット型パソコン配備など、防災と教育に重点配分した441億円の2014年度一般会計当初予算案を発表したという記事がございました。
タブレット型パソコンなどを配備した先進的な教育を目指すという当市の思いが全国的に注目されている現れだと思うのですが、ここの中で14ページ中の事業概要の中の、下のほうで、モデル的に、昨年渋川小学校で活用されたと思うんですけども、その中でプラス面もマイナス面もいろいろあったと思うんですけども、それと、それをどのように生かしていられるかということをちょっとお聞きしたいなということが1点。
それともう1つ。教育っていうのは、学校教育と、それからもう1つの柱で社会教育というのがあると思うんですけども、今回はタブレットということで、学校教育っていうところに重点施策と思うんですけども、社会教育のほうはどのような展望を考えられているのか、あわせてお伺いできればと思っています。

馬場委員長

糠塚課長のほうからお願いします。

学校教育課長

はい、学校教育課の糠塚でございます。
まず、渋川小学校でモデル的に35台を配置させていただきました。様子を見ましたら、子どもたちが1時間の授業の中でお互いの考えかたを共有したり協働で学ぶといった授業が非常にふえてまいりました。また、特別支援学級におきましては、子どもたちが自分の課題について個別で取り組む学習というのを黙々とする姿が見られてきました。
例えば、アンケートをとりましたら、電子黒板やタブレットを使った授業はわかりやすいというふうに答えた子どもたちが98.9%にもなっていますし、特別支援学級では、集中して学習に取り組む時間が伸びたという子どもたちが

98%にもなっております。非常に効果があったというふうに考えております。

ただ、課題として考えていかなければならないことなんですけれども、タブレットを活用することによって、子ども同士の話し合いの時間が減るのではないとか、ノートに書く活動がなくなって学習の積みあげができないのではないとかというふうに懸念を持たれることがあるんですが、タブレットはあくまで学習のツールであって、授業の中でタブレットをどのように有効に活用するかというのが非常に問題になってきます。そのために、タブレットを有効に活用するというような研修をもちまして、子どもの集中力、コミュニケーション力や思考力などを今後伸ばしていきたいなというふうに考えております。

また、ネット社会でさまざまな問題が起こっております。情報、セキュリティの問題、情報社会の倫理の問題などがありますので、情報モラルの学習も学年に応じて行っていきたいなというふうに考えております。

そのためには、やっぱり先ほど言いましたように、教員の研修というのは必修でございますので、全ての教員がタブレットを有効に活用するための研修をいうのを十分実施してまいりたいなというふうに考えております。

馬場委員長

ありがとうございます。社会教育の面なんですけども、

教育部副部長
(総括)

はい、委員長。

馬場委員長

はい。

教育部副部長
(総括)

社会教育にかかります予算の御質問でございますが、今年度教育費が対前年比31%という大きな伸びになりました。大きな要素は、小学校の分離新設にかかります経費が15億ほどございます。この関係でございます。学校教育のベースとなります学校の建設ではございますが、これはPTAの活動、あるいはまた学校開放にかかっている体育館、グラウンドのスポーツの分野での活動、そういったものにも学校の建設というのは生きてくるわけございまして、そういう意味では学校の建設は学校教育、社会教育両面にわたる経費ではないかという思いを持っております。

今年はまだま図書館の改築、あるいはまたアミカホールの外壁の大規模改修、そういったものが多くございまして、来年度の社会教育費は若干、今年よりは低い予算額になっておりますが、そういった社会教育費の予算に表れない社会教育という部分も多くございまして、またソフトの部分でも十分力を入れてまいりたいというふうに考えておりますので、学校教育、社会教育あわせて

振興に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

馬場委員長

ありがとうございました。
ほかに御意見ございませんか。

麻植委員

次の項目ということですか。あ、ごめんなさい、次のページというか。次の、基本計画の件で。ごめんなさい、今、このICT推進費ので、

馬場委員長

いや、もうそれだけではなくて

麻植委員

はい、このページ、はいわかりました。そしたらはい、お願いいたします。

馬場委員長

はい、どうぞ。

麻植委員

教育基本計画費、経費のこの部分なんですけども、これは本当に私、会計の部分ではなくて、お願いという形でお話させていただけたらと思うのですが、事業の概要の中で、これまでの取組の成果、課題の検証という形の言葉が入っています。草津市教育基本法の中の3つの施策の中の目標8、文化や芸術というのはどうしても社会教育のほうの分野に入ってしまう。なので、学校教育のほうにもここの部分を健やかな心とか体の育成のところにも関わらせていただけるようなこともまた検討していただけたらなという思いがあります。今も国会の中でも話があったんですけども、道徳教育の冊子の末尾に日本の伝統の行事を入れたりとか、パラリンピック、オリンピックがある中でお迎えする側の日本が、日本のことをよく知ってお迎えするとか、そういうこともいろいろあります。そしてまた、アイデンティティという言葉もありますので、教育のほうにもそちらを反映させていただくような視点も持っていただけたらうれしいので、これはちょっと検証される時のお願いとして、このところでお話がさせてもらえたらなと思いました。どうぞよろしくお願いいたします。

馬場委員長

では、今いろいろ御意見をいただきましたけれども、議第1号および議第2号については、意見なしとして市長に回答することといたします。

麻植委員

すみません、もう1点よろしいですか。

馬場委員長

それに関係したことですか。

麻植委員 本陣の件なんです。

馬場委員長 はい、どうぞ。

麻植委員 すみません。16ページの本陣楽座館の開設費の件です。
定期事業が本陣楽座の中で、楽座館ができたこともあり、第1土曜日と第3土曜日に開校されるというふうにありました。今まで大体本陣楽座は、本陣のほうの中で年に4回から5回されてると思うんですけども、今回のこの事業はその本陣楽座館のほうだけなのか、そこら辺のことをちょっとお話いただけたいと思います。

馬場委員長 八杉副部長どうぞ。

教育部副部長
(街道交流担当) 街道交流館の八杉でございます。
本陣楽座につきましては、とりあえず楽座館のほうで第1、第3という形でできるだけふれていただく機会をふやすというのがねらいでございますので、楽座館のほうにシフトをするという前提でございますが、例えば、平成26年度は市制60周年という1つの記念の年でございますので、その記念の事業といたしまして、本陣の本体のほうで例えば1回、また、秋、これからは秋と春というふうな時期に1回拡大版として多くのかたにふれていただく機会を設けようということで、楽座館と本体のほうの位置づけをそのような形で設けております。どうしても本陣本体では秋と春のいい季節の時期しか実施がなかなか難しい、冷暖房がございまでんで、通年ということで、楽座館にできれば少人数ですけれどもシフトをさせていただいて、できるだけ多くの機会を設けていきたいなというふうに考えております。

馬場委員長 すみません、少し話がちょっとよそへ行ったんですが、今は一般会計の予算に対する意見、それから、学校給食センターの特別会計の予算に関する意見ということですので、もう一度元に戻って、それにつきまして、予算に関する意見につきまして、何かほか意見ありますか。

各委員 — 特になし —

馬場委員長 ないようでしたら、これで議第1号および議第2号については意見なしとして市長に回答することといたします。
次に、「議第3号 草津市公告式条例の一部を改正する条例案に対する意見

を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

教育総務課長

委員長。

馬場委員長

はい、お願いいたします。

教育総務課長

「議第3号 草津市公告式条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」ということで、教育総務課の山本が御説明申しあげます。

議案書の33ページから37ページを御覧いただきたいと存じます。

現在、条例や規則等を公布する場合、草津市公告式条例の規定に基づき、市内13か所の掲示場への掲示により公告を行っております。

このたびの条例改正につきましては、事務事業の見直しの中で告示方法の効率化を図るため、条例に定めている掲示場13か所の内、市民センター前12か所を全て廃止し、草津市役所前1か所に削減させていただくものでございます。具体的には、36ページの新旧対照表に記載のとおりでございます。施行日は平成26年4月1日と定めております。

御審議の程よろしくお願い申しあげます。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 意見なし —

馬場委員長

はい、意見もないようですので、議第3号については意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第4号 草津市協働のまちづくり条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

まちづくり協働課長

はい、委員長

馬場委員長

はい、お願いいたします。

まちづくり協働課

まちづくり協働課木村でございます。

議第4号について御説明を申しあげます。

当条例につきましては、まちづくりに取り組む各部会の役割や相互の連携、協働の町づくりの基本原則として定めるほか、まちづくり協議会の認定、中間支援組織の指定、そして教育委員会との連携等についてふれさせていただいてるところでございます。このたび、市議会２月定例会に上程させていただくに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、御意見を伺うものでございます。

当条例における教育機関に関する規定でございますが、４２ページをお開きいただきたいんですけども、８条では、教育機関の役割について規定しており、教育機関は地域社会の発展に資するよう、その特性を生かし、まちづくりに取り組むものとするとして定めております。本市には、専門的かつ多分野に及ぶ学術的資源を有し、公共的な役割を担う教育機関が多数存在しています。これらの教育機関は、みずからが保有するさまざまな資源を活用しながら協働のまちづくりの推進に寄与することが求められていることから、このような規定を設けたところでございます。

また、４５ページ、２１条でございますけれども、２１条では、教育機関との連携について規定しており、第１項では、教育機関はその教育または研究の成果が協働によるまちづくりの推進に生かされるよう、市民および市との連携に務めるものとする。

第２項では、市民および市は、教育機関との連携に務めるものとするとして定めています。

草津市では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学などの教育機関が活動を行っています。教育機関は保有する資源を生かし、地域社会の一員として協働のまちづくりを推進する役割が求められています。市内では、現在も地域協働学校などの事業を通し、教育機関と連携したまちづくりが進められていますが、今後は一層の連携が図れることを期待されていることから、このような規定を設けたところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

馬場委員長

はい、それでは、ただいまの説明につきまして特に第８条、第２１条が教育委員会と関連すると思うんですが、そのことにつきまして何か御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 意見なし —

馬場委員長

はい、意見もないようですので、議第４号については意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第5号 草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

はい、委員長。

馬場委員長

はい、よろしくお願いします。

生涯学習課長

「議第5号 草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」でございますが、生涯学習課の堀田が御説明申しあげます。

まず、議案書の49ページから50ページをお開きください。

今回の条例改正につきましては、第2次草津市行政システム改革推進計画におきまして、健全で公平な行政運営を確保する手段として使用料の見直しを行いますことと、あわせて、地方自治法第180の6、第1項の規定により、教育委員会には予算の執行権がないことから、予算の執行にかかわる使用料の減免、還付規定等の権限につきまして整理を行い、適正な運用を図ろうとするものでございます。

また、周知期間が必要となりますことから、付則にてこの条例の施行日を平成26年7月1日からと定めております。

続きまして、65ページをお開きください。

草津市立公民館条例の一部改正の新旧対照表を見て御説明を申しあげます。

第6条、第8条、第9条、第11条につきましては、先ほど説明いたしましたように、予算の執行にかかわる使用料の減免還付規定などを教育委員会から市長部局に権限を移行させるための文書整理を行いました。

また、下段の別表第2の使用料につきましては、公民館の貸し館にかかる経費を元に積算をし、別表のとおりとさせていただきます。

以上でございます。

馬場委員長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問ございませんか。

はい、どうぞ。引き続いて、申しわけございません。館長さん、お願いします。

図書館長

引き続きまして、草津市立図書館施設の使用料見直しにつきまして、草津市

立図書館設置条例の一部を改正する条例案に対します意見を市長に申し出るにつき議決を求めるについて、図書館の今井が御説明を申しあげます。

本来、図書館法第17条では、入館料、その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないと明記されておりまして、これまで無償で貸し出ししておりました。これは、図書館資料に対するものでございまして、他の利用を禁ずるものではございません。今回の使用料の見直しに伴いまして、他の公共施設と同じように料金を設定し、受益者負担していただくことによって、市民に幅広く利用していただくことができ、公平性が確保できるものと考えているところでございます。

この使用料見直しの条例改正につきましては、改正の理由といたしまして、次の4点を考えているところでございます。

まず、1点目は、草津市内の多くの公共施設では、会議室等の使用料を徴収しており、図書館が使用料を設定しないことに不公平な一面もございまして、他施設との公平性を確保するためでございます。

2点目は、公共施設の危機管理や運営に関します経費は全て税金で賄われておりまして、市民全体で負担していただいております。使用料は、施設の利用者にその利用の対価として負担していただくものであり、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するために、利用者に適正な応分の負担を求める必要があります。

3点目は、図書館が使用料を設定することで、利用者の目的にあわせた生涯学習施設の利用場所の細分化がなされ、市民へのサービスの充実を図ることができるためであります。更に、市民に図書館の設置目的と役割をわかりやすく説明できるようになり、利用場所の細分化によって図書館の機能と専門性を高めることにつながってまいると考えているところでございます。

4点目は、平成23年度より、3か年計画で実施してまいりました図書館のリニューアル工事が完了いたしました。会議室等の施設の機能を十分に提供できるようになったためであります。

議案書の51ページから53ページ、更には、新旧対照表といたしまして66ページから68ページを御覧いただきたいと思っております。

改正ならびに新たにつけ加えましたのは、使用許可第4条、使用許可の制限第5条、使用許可の取り消し等第6条、使用料第7条、損害賠償第8条、委任第9条でございます。

以上、簡単ではございますが、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申しあげます。

馬場委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、

図書館長

すみません、引き続いて、

馬場委員長

引き続いて、はい、どうぞ。アミカのほう、はい、すみません。

生涯学習課長

草津市立草津アミカホール条例の一部改正につきまして、新旧対照表を見て、生涯学習課の堀田が御説明申しあげます。

69ページを御覧ください。

69ページでは、第5条、第7条、第8条、第9条につきましては、予算の執行にかかわる使用料の減免、還付規定などを教育委員会から市長部局に権限を移行させるための文言整理を行いました。

続きまして、70ページを御覧ください。

この別表の使用料につきましては、御覧のとおりでございますが、使用料の積算につきましては、アミカホールの自主事業を除いた貸し館にかかる経費を元に積算をいたしまして、また、今まで附属設備使用料として頂戴しておりました冷暖房費の加算制度を廃止いたしまして、オールシーズン同一料金の施設使用とさせていただきます。

続きまして、71ページを御覧ください。

まず、すみません、こちらのほうは「草津市立草津アミカホール条例の一部を改正する条例の一部改正」となっておりますが、これを御説明させていただきますと思います。

5月の教育委員会でアミカホールの関係で利用料金制度の導入につきまして御審議いただきまして、利用料金の規定を第9条にて定めましたが、施行日が平成26年4月でありましたことから、同じ条文を改正いたしますので、一部を改正する条例の一部改正ということになっております。

それでは、新旧対照表を御覧ください。第9条につきましては、予算の執行にかかわる利用料金の設定や減免の規定などを教育委員会から市長部局に権限を移行させるための文言整理を行いました。

以上でございます。

馬場委員長

はい、ありがとうございます。続いて、はい、糠塚課長。

学校教育課長

続きまして、草津市立教育集会所設置条例の一部改正につきまして、学校教育課の糠塚が説明いたします。

73ページ、別表2を御覧ください。

まず、貸し館施設使用料につきましては、隣保館における貸し館施設使用料の算定基準を準用して、区分や使用料を算定し直しております。また、地方統一見解に基づき、冷暖房費は使用料に含めております。

次に、72ページの新旧対照表を御覧ください。

教育委員会の予算執行権に関する規定でございますが、地方自治法第180条の6、第1項の規定により、教育委員会では予算の執行権がないため、第8条ならびに第9条の委員会を市長に変更するとともに、使用料の減免、還付に関し、市の規則として新たに策定いたしております。

更に、地方公共団体の賠償責任に関する規定についてですが、第11条第1項第1号ならびに第2号の規則を、規則もしくは教育委員会規則とし、市の規定、規則と教育委員会規則の双方にかかわり賠償責任有無や所在について明記することといたしております。

以上でございます。

スポーツ保健課長

はい、委員長。

馬場委員長

はい、お願いいたします。

スポーツ保健課長

続きまして、草津市立社会体育施設条例の一部改正について、スポーツ保健課の高岡が御説明申しあげます。

資料につきましては、74ページを御覧ください。

新旧対照表の中で、第4条、第7条、第8条、第9条、第10条、そして75ページの第13条につきましては、他の施設と同様に予算の執行権限に関する改正と文言の見直しでございます。

75ページの別表第2でございますが、施設の使用料、(1)として施設の使用料につきましては、これもその他の施設と同様に、冷暖房の設備がある施設につきまして、附属使用料として頂戴しております冷暖房費を施設の使用料に上乗せしてオールシーズンに同一料金でするものでございまして、総合体育館の会議室の1と2というのが76ページのところにございまして、この使用料の改正と、それから、79ページに飛びますけれども、武道館の研修室に料金の改正をするものでございます。

更に、79ページの(2)の冷暖房使用料および電灯使用料につきましては、規則の中で附属設備使用料として規定しておりましたもののうち、80ページを御覧いただきたいんですが、武道館につきましては、体育施設のところに冷暖房が設置されてございまして、これはしかしながら、ほかの施設の会議室とはちょっと異なった使いかたでございまして、ふだんの練習等では余り使われな

いんですが、大会等で使われるということで、これにつきましては従前のおり使用のたびに使用料を納めていただく。更に電灯の使用料につきましては、体育館やグラウンド等でその天候や季節によって使用状況がまちまちでございますので、これも従前どおり別途徴収するというので、規則から新たに条例のほうに位置づけるというような改正でございます。

以上でございます。

馬場委員長

はい、お願いいたします。

教育部副部長
(街道交流担当)

続きまして、草津市立草津宿街道交流館条例の一部改正でございます。新旧対照表、議案書の81ページでございますが、これも先ほど来、出ております、教育委員会の予算執行権に関する規定の見直しでございます。第4条の観覧料の徴収にかかる規定におきまして、教育委員会を市長に改め、第6条の規則への委任について教育委員会規則を規則および教育委員会規則に改めるものでございます。

もう1点は、障害者に関する規定の見直しでございます。養護の開設、規定の部分で備考欄の障害者基本法第2条を、第2条第1号に改めようとするものでございます。

続きまして、82ページ、草津市史跡草津宿本陣条例の一部改正。これも街道交流館と同様に、予算の執行権、障害者に関する規定の見直しでございます。入館料の減免、入館料の還付の部分で、教育委員会を市長に改め、また同様に障害者の規定の部分で第2条から第2条第1号に改めようとするものでございます。この草津市立草津宿街道交流館条例と史跡草津宿本陣条例の一部改正につきましては、告示の日から施行するというのでございます。

以上が、「議第5号 草津市立まちづくりセンター条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」の説明でございます。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

馬場委員長

ありがとうございます。たくさんるところから丁寧に説明をしていただきました。この説明につきまして何か御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 意見なし —

馬場委員長

意見がないようですので、議第5号については意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第6号 草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対す

る意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

委員長。

馬場委員長

はい、お願いいたします。

スポーツ保健課長

スポーツ保健課の高岡でございます。

「議第6号 草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」、御説明を申しあげます。

議案書につきましては、84ページ、85ページを御覧ください。

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を来る2月定例市議会に提案するために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、草津市中学校スクールランチ検討委員会の項目を削ることと、草津市小・中学校結核対策委員会の項目を新たに加えるということございまして、86ページの新旧対照表を御覧ください。

新条例のほうでございますが、草津市小・中学校結核対策委員会につきましては、現在は要綱によって設置をいたしておりまして、結核の専門医師が少ないことから、栗東市と共同で開催しております。この委員会につきましては、附属機関条例の条例化をするということで、今年度その医師の先生でありますとか栗東市、それから現在の委員会の委員さんかたと協議を申しあげまして、協議が整いましたので、新たに附属機関として設置をするものでございまして、担当事務につきましては、小・中学校の結核管理方針についての調査審議に関する事務。委員の定数につきましては4人以内ということにさせていただいております。

旧条例のほうでございますが、草津市中学校スクールランチ検討委員会につきましては、平成25年10月28日に報告書の取りまとめ、提出を行っていただき、審議を終了いたしましたことから、今回この項を削るものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

馬場委員長

はい。ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問はございませんか。

各委員	— 意見なし —
馬場委員長	<p>意見もないようですので、議第6号については意見なしとして市長に回答することといたします。</p> <p>次に、「議第7号 草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
幼児課長	はい。
馬場委員長	はい、お願いいたします。
幼児課長	<p>幼児課の田中でございます。</p> <p>それでは、「議第7号 草津市立幼稚園条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を説明させていただきます。</p> <p>議案書の88ページから92ページを御覧ください。</p> <p>草津市立幼稚園における就労支援型預かり保育につきましては、保護者の仕事と子育ての両立支援を目的として、具体的には、働きながら我が子を幼稚園に通わせたいという保護者の声にお応えをして、平成26年度からモデル園の3園、山田、玉川、笠縫東の各幼稚園において事業開始を予定をしておりますけれども、その旨は11月の定例教育委員会において御報告をさせていただきました。</p> <p>91ページの新旧対照表を御覧をいただきますと、今回の草津市立幼稚園条例の一部改正案は、就労支援型預かり保育の実施について、草津市立幼稚園条例における設置目的規定に反映させるとともに、法制執務における適正な表現に改めるものでございます。</p> <p>また、就労支援型預かり保育に係る保育料につきましても、草津市立幼稚園条例に規定する必要があるため、当該規定を追加しようとするものでございますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
馬場委員長	ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。
各委員	— 意見なし —

馬場委員長 意見もないようですので、議第7号については意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第8号 草津市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 はい、委員長。

馬場委員長 はい、お願いいたします。

生涯学習課長 「議第8号 草津市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を、生涯学習課の堀田が御説明申しあげます。

96ページのほうを御覧ください。96ページ、草津市社会教育委員設置条例の一部改正の新旧対照表を見て御説明申しあげます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、社会教育法の一部が改正されまして、社会教育委員の委嘱の基準を設ける場合、法律の第2条の部分を削除し、公民館の運営委員審議会の分を参酌するとなりましたので、新しく条例につきましては、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者という新しい規定とさせていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

馬場委員長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

各委員 — 特になし —

馬場委員長 意見もないようですので、議第8号については意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第9号 草津市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

はい、委員長

馬場委員長

はい、お願いいたします。

生涯学習課長

「議第9号の草津市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」、生涯学習課の堀田が御説明申しあげます。

101ページの草津市青少年問題協議会設置条例の一部改正の新旧対照表を御覧ください。

青少年問題協議会につきましては、現在定員25人以内の組織となっておりますが、地方青少年問題協議会法の改正により、議員の構成の規定が削除されましたことと、草津市の市民参加条例の施行規則に、市議会議員および市職員を審議会等の委員に選任しないこととなっておりますことから、現在のメンバーであります市議会議員や関係部長等を省くことから、定員を20人以内といたしまして、委員構成につきましても御覧のとおり、関係行政機関の職員、学識経験を有する者、公募市民、青少年の健全育成に関わるものとさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 特になし —

馬場委員長

意見もないようですので、議第9号については、意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第10号 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

スポーツ保健課長

はい、委員長。

馬場委員長

はい、お願いいたします。

スポーツ保健課長

スポーツ保健課の高岡でございます。

「議第10号 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」、御説明を申しあげます。

議案書のほうにつきましては、103ページから108ページを御覧ください。

今回の条例案につきましては、担当課でございます市長部局の都市建設部、交通政策課から、来る定例市議会に条例提案申しあげますことから、草津市教育委員会のほうに関連する部分もございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求めるものでございます。

条例案につきましては105ページからでございますが、草津市自転車安全利用検討委員会から、平成25年9月に提言書が出されまして、それを庁内の関係課で条例案を検討し、平成25年12月20日から26年1月20日まで、パブリックコメントを経て、今回の条例提案になったものでございます。

105ページの第1条に目的でございますが、自転車の安全な利用、自転車の盗難の防止および自転車の利用環境の整備についての個々の責務、施策等について規定することにより、自転車の安全で安心な利用の促進を図ることを目的とするということで制定されておまして、106ページの第7条にございますが、学校の責務として、市内の小学校および中学校は、その在籍する児童または生徒に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する教育を実施するよう努めなければならないというふうに、学校の責務が規定されているものでございます。

以上、簡単でございますが、条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

馬場委員長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 特になし —

馬場委員長

意見もないようですので、議第10号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第11号 平成25年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」と、「議第12号 平成25年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出

るにつき議決を求めることについて」は、関連があると思われまので、まとめて審議させていただきます。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長

はい、委員長。

馬場委員長

はい、お願いいたします。

教育総務課長

「議第11号 平成25年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」、および、「議第12号 平成25年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」、教育総務課の山本が御説明申しあげます。

一般会計につきましては109ページ以降に、また、学校給食センター特別会計につきましては116ページ以降に、議案および概要を取りまとめておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

今回の補正予算につきましては、先般、国の補正予算が成立し、来年度に予定していた事業の中で、平成25年度の補助対象事業として内定を得た事業について増額補正を行うもの、また、臨時交付金の充当による財源更正を行うもの、またそのほかには、執行残が生じたということで、減額補正を行うものが多数ございます。

この後、各担当課から順次説明をさせていただきますが、執行残の減額補正ということで、111ページ以降の右端の説明欄に、内容として、執行残と書いております部分がございますが、ここの部分につきましては省略させていただきます。特に増額補正を行うもの、財源更正を行う事業などを中心に説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは111ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず最初に、小学校建設事業費、大規模改造費から御説明申しあげます。

今回の補正予算額が3億5,649万4,000円ということで、先ほど、当初予算の中でも説明をさせていただいたわけですが、平成25年度の補助事業として内定を得た事業でございます。これらは全て繰越をさせていただいて、工事を行いたいというふうに考えております。なお、繰越明許費の中の4段目、南笠東小学校エレベーター棟増築工事実施設計、この部分につきましては、既に今年度発注をしておりますが、年度内に完了が難しいということで、あわせて繰越手続をさせていただくものでございます。

次に、中学校建設事業費、大規模改造費でございますが、予算額が3億6,

955万6,000円。一部、執行残による減額が含まれておりますが、新堂中学校大規模改造1期工事ということで、小学校費と同様に繰越をさせていただきたいと存じます。

以上です。

スポーツ保健課長

はい、委員長。

馬場委員長

はい、お願いいたします。

スポーツ保健課長

続きまして、スポーツ保健課の高岡から御説明を申しあげます。

3段目になりますが、保健体育費、体育施設費の社会体育施設管理運営費でございます。これにつきましては、総合体育館の耐震補強大規模改修工事が入札等の執行残の部分を減額補正するものでございまして、5,502万8,000円の減額をするものでございます。

更に、地域の元気臨時交付金が充当されることになりましたので、この充当に伴います財源更正をするものでございまして、左の財源内訳のところでございますが、総合体育館の耐震補強工事につきましては、社会資本整備総合交付金を充当しておりましたが、事業費の精査によりまして、440万8,000円の減額を行います。

更に、地域の元気臨時交付金ということで、地域経済の活性化や雇用創出のための臨時交付金が国のほうで措置されましたので、2億9,360万円の増額補正と、これに伴います教育債、基金の繰入金、一般財源の減額を行うものでございます。

続きまして、4段目でございますが、社会体育施設整備事業費でございますが、これにつきましては明許繰越費ということで、(仮称)野村スポーツゾーン整備基本計画の策定支援業務につきまして、地元や関係団体の皆様と調整をし、御意見をお伺いさせていただき、それを計画に反映することに時間を要しまして、業務期間の延長を行う必要が出てきましたので、限度額620万円で繰越措置をお願いするものでございます。

以上でございます。

馬場委員長

ありがとうございます。

教育部副部長
(街道交流担当)

続きまして、113ページの一番上でございますが、史跡草津宿本陣管理運営費の本陣楽座、本陣歴史館「楽座」整備費でございます。工事費に基金の繰入金を当てておりましたが、先ほども説明がございました地域の元気臨時交付

金を充当することによりまして、繰入金の減額、財源更正をするものでございます。

学校教育課長

続きまして、学校教育課で、113ページの一番下でございます。

生徒指導推進費、学校支援対策推進費でございますが、自治振興交付金の総額が減少になりましたので、それによりまして財源更正をさせていただいております。

次に、114ページを御覧ください。

体験学習推進費、体験実践活動推進費でございますが、これも、自治振興交付金の総額が減少になりました関係で、執行残および財源更正をさせていただいております。

2段目でございます。管理運営指導費、特別支援教育推進費につきましては、新堂中学校において、今、通級指導教室の開設に向けての改修工事等について手続をしておりますが、工事が年度を越えますことから、460万円の繰越明許をさせていただきたいというふうに考えております。

115ページを御覧ください。

小学校、上から3段目です。小学校就学援助費、4段目、小学校就学援助費の中の特別支援教育就学奨励費、その次の中学校就学援助費につきましては、対象者見込み数が減になりました関係で、財源更正をさせていただいております。

以上でございます。

馬場委員長

ありがとうございます。

以上、説明をしていただきましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

各委員

— 特になし —

馬場委員長

意見もないようですので、議第11号、および議第12号については意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第13号 草津市指定有形文化財の指定について草津市文化財保護審議会に諮問するにつき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

文化財保護課長

委員長。

馬場委員長

はい、お願いいたします。

議第13号、草津市指定有形文化財の指定について草津市文化財保護審議会に諮問するにつき議決を求めることにつきまして、文化財保護課の谷口から御説明申しあげます。

議案書につきましては、121ページから126ページでございます。

まず、121ページから御覧いただきたいと思えます。今回指定を考えておりますのは、ここに書いております常善寺本道須弥壇、それから、中沢遺跡出土祭祀関連一括遺物、この2件を指定に考えております。

まず、第1件目の常善寺本堂須弥壇につきまして、御説明申しあげます。資料につきましては、122ページ、123ページに挿絵、図面等が載っておりますので、よろしくお願いたします。

常善寺につきましては、旧東海道沿いにあります古刹がありまして、寺伝によりますと良弁創建と伝えられておりまして、本堂は建長5年（1253年）に中原範基が願主になって再興され、その後、足利義尚等によりまして修理、再興をされたとされておりまして、現在のコンクリートの本堂になりましたのは昭和43年でございます。

現在この本堂には、国の重要文化財指定をされております阿弥陀像、阿弥陀三尊、それから、県指定文化財の二十五菩薩来迎図の仏後壁がありまして、今回指定しようとする文化財は、重要文化財阿弥陀三尊が安置されております須弥壇でございます。それにつきましては、先ほど申しあげました123ページでございます。

この須弥壇は、下部全体に反花状の蓮弁を回しまして、正面中央には、内側に切り込んで階段を設けております。それから、壇上の擬宝珠高欄、これは手すり状の物でございますけれども、それを設けておりまして、その左右には、左右奥壁には、高欄上に板絵を描きました二つの両折の扉を備えておりまして、そこに仏像などが描かれております。

須弥壇高欄の斗束の形状につきまして、非常に古い物でございまして、須弥壇下部に、反花状の蓮弁を備え、それから正面中央に、先ほど申しましたように階段を設けること、それから、高欄上の正面中央になるわけなんですけれども、そこに架木というものがありまして、そこが蕨手状になることにつきましては、鎌倉時代後期の作と見られます和歌山県の浄妙寺本堂にございます須弥壇や、それから、奈良、當麻寺にございます須弥壇と共通するものがございまして、更に内部の材料につきましても、手斧仕上げの状況から見まして、中世にさかのぼる特徴をつないだ非常に優美な文化財と言えます。

造立の契機につきましては、先ほど申しあげましたように、本尊阿弥陀三尊像の像立と旧本堂の棟札に建長5年が建立ということがございますことを勘案

しますと、これらとともに造立されたものと考えられますことから、本尊阿弥陀三尊像、それから、二十五菩薩来迎図とともに、常善寺の須弥壇は中世にさかのぼる得る質の高い中世期の仏教美術を代表する貴重な文化財でありますことから、今回、市指定文化財として保存を図ろうとするものでございます。

2点目の指定物件でございますけれども、資料につきましては、124ページから126ページでございます。写真等につきましては125ページから126ページに掲載しておりますので、よろしくお願いいたします。

これにつきましては、平成24年度に旧の県立短期大学跡地におきまして宅地造成が行われました結果、その発掘調査によりまして、古墳時代前期から中期（4世紀から5世紀）の河道から出土した遺物でございまして、鍬形石、子持勾玉、有孔円板、剣形石製品、管玉、白玉、ガラス小玉、それから二重口縁のつぼ、それから、素文鏡などのほかに、木製の腰かけ、高杯等が出土しております。これら、計44点を今回指定を考えております。

遺物の大半を占めます石製品につきましては、石製品のうち、鍬形石につきましては、緑色凝灰岩と呼ばれる石材でございまして、表面にしま模様の葉理が認められる特徴から、北陸、特に福井原産の石材を使用しているものと考えられております。鍬形石につきましては、本来古墳の副葬品でありまして、集落から出土してくることは極めて珍しく、県内では初めての例でございますし、全国の生産遺跡を除きまして集落遺跡といたしましても2例目となる貴重な史料でございます。

子持勾玉につきましては滑石製で、出土例といたしましては本市で3例目。県内では16例目でございますけれども、そのほかに、有孔円板、剣形石製品等が認められますし、これらもやはり非常に祭祀的な色彩を持つ物として貴重なものと考えられております。

更に、木製品につきましては、その中に腰かけがございまして、裾が大きく広がる台形状の脚と台部とが一木で削りだされたものでして、この形態は全国でも非常に珍しいものでして、古墳に副葬されています石製品や、それから埴輪の椅子などに機能しております。これらも祭祀に用いられたことが伺われる物でございます。

ほかに、大型の高杯、それから、剣形の木製品などもございまして、以上のこれらの物につきましては、やはり集落内での祭祀に使用されたことがうかがえる貴重な考古資料と思われまます。

以上のことから、中沢遺跡など集落遺跡におけます古墳時代の祭祀の特性を考える上で非常に貴重な資料であると考えられますことから、これらを祭祀関連一括遺物として今回指定しまして、文化財に指定していただきまして、保存の意識を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議のほどよろしくお願いたします。

馬場委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

本議案につきまして御異議はございませんか。

各委員

— 異議なし —

馬場委員長

それでは、異議もないようですので、議第13号については、原案のとおり可決いたします。

—————日程第6—————

馬場委員長

それでは、日程第6、報告事項に入ります。

事務局での報告を願います。

スポーツ保健課長

はい、委員長。

馬場委員長

はい、お願いたします。

スポーツ保健課長

スポーツ保健課の高岡でございます。

報告事項の1点目でございますがインフルエンザの流行による幼、小、中学校（園）の臨時休業の状況についてでございます。報告書の2ページを御覧ください。

この資料につきましては、上段のほうで臨時休業の状況を24年度と25年度を比較しております。

中段のほうで、出席停止の報告数でございます。25年度の学級閉鎖の数字でございますが、1月が28クラスということで、これにつきましては1月20日から学級閉鎖の報告が参っております。2月は10日現在で43クラスということですが、参考までに、きょうの20日現在では40クラスということになっております。下段の出席停止の報告数につきましては、25年度の1月が675人。2月のほうは、これは月ごとの集計になっておりますので、まだ集計がされておられません。現在の状況では、学年や学校にまで及ぶような流行の状況にはなっておませんが、毎日学級閉鎖の報告が来ておりますので、更に1月30日から県外でインフルエンザ警報が発令され、現在も継続中のご

いますので、状況を見きわめながら適切に対応してまいりたいと考えております。現在の状況として、御報告申しあげますので、御承知ください。

以上でございます。

馬場委員長

はい、お願いします。

教育総務課長

報告事項2、寄付受け入れ報告につきまして、教育総務課の山本が御説明申しあげます。

報告書の3ページを御覧いただきたいと思います。

今回の寄付でございますが、特定非営利活動法人草津の安全・福祉・災害救援活動を推進する市内業者会様から、公立中学校6校に対しまして、空気清浄機を、山元滋樹様から笠縫小学校に対しまして、児童図書と、台形型本棚など、また、笠縫東小学校PTA様と株式会社滋賀銀行様から、笠縫東小学校に対しまして、ビオトープ一式を、それぞれ寄付いただきましたので、御報告申しあげます。

以上です。

馬場委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、御質問等ありませんか。

以上をもちまして、本日の議事は終了となりますが、ほかにございませんか。

生涯学習課長

はい、委員長。

馬場委員長

はい、どうぞ。

生涯学習課長

すみません、お手元にお配りしておりますカラー刷りのチラシを見ていただきたいと思います。

草津アマカホール企画事業といたしまして、淡水真珠をテーマに、今回は「月の涙～BIWAパール・ファンタジー～」を3月2日、滋賀県民芸術創造館にて上演いたしますので、どうぞまた御覧いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

馬場委員長

ほかにありませんか。

それでは、これをもちまして、2月の定例会を終わらせていただきます。時間がすっかり遅くなりましたが、たくさんものを審議していただきましてありがとうございます。

次回は3月24日月曜日、午後2時半から、定例会を開催する予定ですので、
よろしく願いいたします。ありがとうございました。

閉会 午後4時5分